

下請中小企業振興法第 3 条第 1 項に基づく振興基準

昭和 6 1 年 6 月 1 1 日

通商産業省告示第 2 0 9 号より抜粋

第 3 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

- 1 ) 設備の近代化
- 2 ) 技術の向上
- 3 ) 経営管理等の近代化

( 1 ) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の近代化に努めるとともに、労務管理の近代化に努めるものとする。

第 4 単価の決定の方法、納品の検査の方法、その他取引条件の改善に関する事項

- 1 ) 単価の決定の方法の改善

( 1 ) 取引単価は、取引数量、納期、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、諸経費、市価の動向等の要素を考慮し、合理的な算定方式に基づき、適正な利益を含むよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

( 2 ) 前号の協議は、継続的な発注に係わる物品については定期的に、その他の物品については発注の都度行うものとし、その記録を両事業者において保存するものとする。